

EUの一般データ保護規則（GDPR）から見たわが国の個人情報保護法の主要論点

項目	GDPR	改正個人情報保護法	備考
1. 法的な性格	官民を問わず適用	官民を問わず適用される基本理念を定めた基本法部分＋民間部門に対する一般法（公的部門は行政機関個人情報保護法等）	一本化の必要性
2. 定義	<ul style="list-style-type: none"> ・全部又は一部が自動的な手段による個人データの取扱い（第2条） ・ファイリングシステムの一部である、又はファイリングシステムの一部にすることが意図された個人データの自動的な手段以外の取扱い（第2条） ・個人データ（personal data）：識別された又は識別され得る自然人に関するあらゆる情報（第4条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報：特定の生存者個人を識別できる情報 個人識別符号が含まれる情報 ・個人データ：個人情報データベース（含む紙の名簿）等を構成する個人情報 ・保有個人データ：6か月を超えて個人データを継続利用する場合（第2条） 	
3. 義務	<ul style="list-style-type: none"> ・データの利用について、データ主体の同意を得なければならない（第6条） ・センシティブ情報の取得は原則禁止（第9条） ・データ主体はいつでも同意を撤回できる（第7条） （基本はオプトイン） 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定された利用目的（第15条）の達成に必要な範囲内での取扱い（第16条） ・不正な手段による取得の禁止（第17条第1項）＋要配慮個人情報の取得には本人の事前合意（第17条第2項） ・取得に際して利用目的を本人に通知、または公表（第18条第1項、2項） （基本はオプトアウト） 	オプトインかオプトアウトか
4. 第三者提供の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者又は第三者によって追求される正当な利益のために取扱いが必要な場合は可（第6条） ・個人データを処理した結果のデータが、追加情報の利用なしに特定のデータ主体と結びつけることができないようにする処理（仮名化・暗号化）（第25条、第32条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者への提供には原則として本人の事前合意が必要。但し、オプトアウト方式では可（第23条） ・匿名加工情報は、本人の同意がなくても第三者に提供可（第36条、37条） 	匿名化されていても、他の情報と突き合わせることで、個人を特定できる可能性
5. 忘れられる権利（削除権）	個人はデータが必要でない場合、データ処理の同意を撤回した場合等には、削除を求める権利を持つ（第17条）	規程なし	要対応

項目	GDPR	改正個人情報保護法	備考
6. データポータビリティの権利	個人は自分が企業に提供した個人データを取り戻し、他の企業に移転させる権利を持つ（第20条）	規程なし	要対応
7. プロファイリング	<ul style="list-style-type: none"> ・プロファイリングに異議を申し立てる権利（第22条） ・人工知能（AI）などの自動処理のみによる評価や決定に拒否権を有する（第22条） 	規程なし	要対応
8. データ保護責任者	一定の基準以上の個人データを扱う企業は、独立性・専門性を有する「データ保護責任者（Data Protection Officer）」を配置する義務がある（第37条～39条）	「個人情報保護管理者」の配置は義務付けられていない（コンプライアンスの一環？）	・EUの求めるデータ保護責任者を確保できるか
9. 域外へのデータの移転	個人データの域外への移転は原則禁止。ただし、十分な保護体制があると認定した国・地域には移転を認める（第44条～46条）	外国にある第三者への個人データの提供は本人の事前同意が必要（第24条）	<ul style="list-style-type: none"> ・わが国の個人情報保護法が十分であると認められるかどうか ・*米国は「プライバシーシールド方式」：独自の自主規制システムに従った企業は、EUの基準を満たす ・*米国IT企業の活動への規制が必要
10. 違反に対する罰則	最大2,000万ユーロか、当該企業の全世界での売上高の4%か、いずれか多い方の制裁金を課することができる（第83条）	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護委員会の勧告・命令（第42条） ・30万円以下の罰金、または6か月以下の懲役（第85条、86条） 	・重罰化の必要性

注：比較目的で作成したものであり、必ずしも条文を正確に反映したものではない。

現在進行中の事象であるので、確定的な評価は今後の推移を見守る必要がある。